



熊本県公報

号外 第 1 7 号

平成 25 年 5 月 14 日(火)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第 2 条第 2 項の規定に基づき熊本県知事が指定する指定地方公共機関の指定の一部改正…………… (危機管理防災課) 1

告 示

熊本県告示第 5 3 1 号の 2

平成 1 7 年 3 月 3 1 日熊本県告示第 3 6 2 号の 2 (武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第 2 条第 2 項の規定に基づき熊本県知事が指定する指定地方公共機関の指定)の一部を次のように改正し、平成 2 5 年 5 月 1 4 日から施行する。

平成 2 5 年 5 月 1 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 4 中「社団法人熊本県トラック協会」を「公益社団法人熊本県トラック協会」に改め、
- 1 0 中「社団法人熊本県バス協会」を「一般社団法人熊本県バス協会」に改め、1 7 中「社団法人熊本県医師会」を「公益社団法人熊本県医師会」に改め、1 8 中「社団法人熊本県看護協会」を「公益社団法人熊本県看護協会」に改め、その次に次のように加える。
- 1 9 一般社団法人熊本県LPガス協会 (昭和 4 0 年 1 月 7 日に社団法人熊本県エルピーガス協会という名称で設立された法人をいう。)
- 2 0 一般社団法人熊本県歯科医師会 (昭和 2 3 年 1 月 2 3 日に社団法人熊本県歯科医師会という名称で設立された法人をいう。)
- 2 1 公益社団法人熊本県薬剤師会 (昭和 2 4 年 2 月 1 4 日に社団法人熊本県薬剤師会という名称で設立された法人をいう。)
- 2 2 社会福祉法人熊本県社会福祉協議会 (昭和 2 7 年 5 月 1 7 日に社会福祉法人熊本県社会福祉協議会という名称で設立された法人をいう。)
- 2 3 一般社団法人熊本県建設業協会 (昭和 6 3 年 4 月 1 日に社団法人熊本県建設業協会という名称で設立された法人をいう。)